

議案第297号

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例（平成12年大阪市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出しを「(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の規定に基づく事務に係る手数料)」に改め、同条中「薬事法（昭和35年法律第145号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）」に改め、同条第1号から第9号までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同条第10号中「薬事法施行令（昭和36年政令第11号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）」に改め、同条第11号から第17号までの規定中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

平成26年 9 月 9 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

薬事法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例（抄）

(薬事法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 等の規定に基づく事務に係る手数料)

第15条 薬事法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第

145号。以下「医薬品医療機器等法」という。) 等の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) 薬事法 医薬品医療機器等法 の規定に基づく薬局の開設の許可の申請に対する審査 省 略

(2) 薬事法 医薬品医療機器等法 の規定に基づく薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査 省 略

(3) 薬事法 医薬品医療機器等法 の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査 省

略

(4) 薬事法 医薬品医療機器等法 の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査

省 略

(5) 薬事法 医薬品医療機器等法 の規定に基づく医薬品の製造業の許可の申請に対する審査 省 略

(6) 薬事法 医薬品医療機器等法 の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査 省

略

(7) 薬事法 医薬品医療機器等法 の規定に基づく医薬品の製造販売の承認（承認された事項の一部変更

の承認を含む。）の申請に対する審査 省 略

(8) 薬事法 医薬品医療機器等法 の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査 省 略

(9) 薬事法 医薬品医療機器等法 の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 省

略

(10) 薬事法施行令 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 (昭和36年政

令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。)の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付 省 略

- (11) 薬事法施行令 の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可証の再交付 省 略
医薬品医療機器等法施行令
- (12) 薬事法施行令 の規定に基づく医薬品の製造業の許可証の書換え交付 省 略
医薬品医療機器等法施行令
- (13) 薬事法施行令 の規定に基づく医薬品の製造業の許可証の再交付 省 略
医薬品医療機器等法施行令
- (14) 薬事法施行令 の規定に基づく薬局の開設の許可証の書換え交付 省 略
医薬品医療機器等法施行令
- (15) 薬事法施行令 の規定に基づく医薬品の販売業の許可証の書換え交付 省 略
医薬品医療機器等法施行令
- (16) 薬事法施行令 の規定に基づく薬局の開設の許可証の再交付 省 略
医薬品医療機器等法施行令
- (17) 薬事法施行令 の規定に基づく医薬品の販売業の許可証の再交付 省 略
医薬品医療機器等法施行令